

# 第145期中間決算公告

平成22年12月22日



福島県福島市万世町2番5号

株式会社 **福島銀行**

取締役社長 紺野 邦武

## 中間貸借対照表（平成22年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	51,441	預 金	571,190
商 品 有 価 証 券	194	譲 渡 性 預 金	12,330
金 銭 の 信 託	1,684	借 用 金	500
有 価 証 券	106,405	社 債	3,700
貸 出 金	438,267	そ の 他 負 債	2,786
外 国 為 替	100	未 払 法 人 税 等	34
そ の 他 資 産	5,785	資 産 除 去 債 務	35
有 形 固 定 資 産	13,592	そ の 他 の 負 債	2,717
無 形 固 定 資 産	879	退 職 給 付 引 当 金	2,204
繰 延 税 金 資 産	5,841	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	155
支 払 承 諾 見 返	758	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	61
貸 倒 引 当 金	△5,827	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,098
		支 払 承 諾	758
		負 債 の 部 合 計	594,785
		（ 純 資 産 の 部 ）	
		資 本 金	18,127
		資 本 剰 余 金	5,688
		そ の 他 資 本 剰 余 金	5,688
		利 益 剰 余 金	1,090
		利 益 準 備 金	347
		そ の 他 利 益 剰 余 金	743
		繰 越 利 益 剰 余 金	743
		自 己 株 式	△14
		（ 株 主 資 本 合 計 ）	24,892
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△1,181
		土 地 再 評 価 差 額 金	626
		（ 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 ）	△554
		純 資 産 の 部 合 計	24,337
資 産 の 部 合 計	619,122	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	619,122

中間損益計算書 〔 平成 22 年 4 月 1 日から  
平成 22 年 9 月 30 日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		7,128
資 金 運 用 収 益	5,400	
（うち貸出金利息）	( 4,902 )	
（うち有価証券利息配当金）	( 484 )	
役 務 取 引 等 収 益	972	
そ の 他 業 務 収 益	501	
そ の 他 経 常 収 益	254	
経 常 費 用		6,688
資 金 調 達 費 用	675	
（うち預金利息）	( 604 )	
役 務 取 引 等 費 用	502	
そ の 他 業 務 費 用	1	
営 業 経 費	3,857	
そ の 他 経 常 費 用	1,650	
経 常 利 益		440
特 別 利 益		113
特 別 損 失		52
税 引 前 中 間 純 利 益		501
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		11
法 人 税 等 合 計		11
中 間 純 利 益		490

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等（株式については中間期末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額）に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、特例処理を適用している金利スワップを除き時価法により行っております。

### 4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

その他 3年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によることとしております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零とすることとしております。

### 5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

す。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は17,899百万円であります。

## (2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務                      その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年又は2年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異                  各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年又は2年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

## (3) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

なお、役員退職慰労金制度については、平成22年4月27日開催の取締役会で廃止することを決定し、平成22年6月22日開催の第144回定時株主総会にて、役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金の打ち切り支給が承認されております。

これに伴い、役員退職慰労引当金の繰入は平成22年6月の繰入をもって停止し、既引当金については継続して役員退職慰労引当金として計上しております。

## (4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

## 6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

## 7. ヘッジ会計の方法

貸出金及び預金の一部につき、金利リスクの回避手段として金利スワップ取引を行っており、金利スワップの特定処理による会計処理を行っております。

また、ヘッジの有効性の評価につきましては、特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代えております。

## 8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

## 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

当中間期から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、経常利益は0百万円、税引前中間純利益は35百万円それぞれ減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は35百万円であります。

## 注記事項

（中間貸借対照表関係）

### 1. 関係会社の株式総額 567百万円

### 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,855百万円、延滞債権額は13,650百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

### 3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は47百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

### 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は557百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しな

いものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は18,111百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は2,020百万円であります。

7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、7,557百万円であります。

8. 貸出債権証券化（CLO-Collateralized Loan Obligation）により、会計上売却処理をした貸出金の元本の当中間期末残高の総額は、3,707百万円であります。なお、当行はCLOのメザニン受益権及び劣後受益権を14,203百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額17,910百万円に係る貸倒引当金を計上しております。

9. 対応する債務が中間貸借対照表に計上されている担保提供資産はありませんが、為替決済、歳入代理店、公金収納、外国為替等の取引の担保として、有価証券27,354百万円及び定期預け金212百万円を差し入れております。

また、その他資産に保証金敷金268百万円及び手形交換所担保保証金等3百万円が含まれております。

10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、33,359百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが32,382百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

11. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年 3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出。

12. 有形固定資産の減価償却累計額 14,472百万円
13. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金500百万円であります。
14. 社債は、劣後特約付社債3,700百万円であります。
15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,290百万円であります。
16. 1株当たりの純資産額 105円89銭
17. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準） 9.82%

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額363百万円、貸出金償却794百万円及び株式等償却122百万円を含んでおります。
2. 特別利益は、償却債権取立益113百万円であります。
3. 1株当たり中間純利益金額 2円13銭

（中間株主資本等変動計算書関係）

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期 間増加株式数 (千株)	当中間会計期 間減少株式数 (千株)	当中間会計期 間末株式数 (千株)	摘 要
自己株式					
普通株式	156	4	—	160	(注)
合計	156	4	—	160	

(注) 普通株式の自己株式の増加及び減少は次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加 4千株

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券 (平成22年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	社債	470	471	1
	その他	2,110	2,158	48
	外国証券	2,110	2,158	48
	小計	2,580	2,630	49
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	社債	820	812	△7
	その他	5,465	5,166	△299
	外国証券	5,465	5,166	△299
	小計	6,285	5,978	△307
合計		8,866	8,608	△257

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (平成22年9月30日現在)

時価のある子会社及び関連会社株式はありません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	550
関連法人等株式	17
合計	567



### 3. その他有価証券（平成22年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照 表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照 表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	273	232	41
	債券	70,735	69,983	751
	国債	52,131	51,616	515
	地方債	1,152	1,129	23
	社債	17,451	17,238	213
	その他	9,162	9,065	96
	外国証券	8,288	8,215	72
	投資信託	874	850	23
	その他	—	—	—
	小計	80,171	79,281	889
中間貸借対照 表計上額が取得 原価を超えないもの	株式	4,555	5,353	△798
	債券	3,971	3,983	△12
	国債	2,951	2,960	△9
	地方債	—	—	—
	社債	1,020	1,022	△2
	その他	7,727	8,987	△1,260
	外国証券	3,108	3,139	△30
	投資信託	4,518	5,748	△1,229
	その他	100	100	—
	小計	16,254	18,325	△2,071
	合計	96,425	97,607	△1,181

（注）なお、時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	479
投資事業組合出資金	63
合計	542

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「その他有価証券」には含めておりません。

### 4. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、株式103百万円であります。

なお、減損処理にあたっては、当中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%から50%程度下落した場合には、回復の可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	10,823 百万円
退職給付引当金損金算入超過額	881 百万円
減価償却費損金算入限度超過額	223 百万円
有価証券評価損	1,175 百万円
繰越欠損金	2,288 百万円
その他	494 百万円
繰延税金資産小計	15,886 百万円
評価性引当額	△10,045 百万円
繰延税金資産合計	5,841 百万円
繰延税金負債合計	— 百万円
繰延税金資産の純額	5,841 百万円

## 中間連結財務諸表の作成方針

### (1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等                      2社  
    主要な会社名  
        株式会社ふくぎんリース  
        株式会社福島カードサービス
- ② 非連結の子会社及び子法人等  
    該当ありません。

### (2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等  
    該当ありません。
- ② 持分法適用の関連法人等                      1社  
    主要な会社名  
        株式会社東北バンキングシステムズ
- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等  
    該当ありません。
- ④ 持分法非適用の関連法人等  
    該当ありません。

### (3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日はいずれも9月末日であります。

### (4) 負ののれんの償却に関する事項

負ののれんの償却については、10年間の定額法により償却しております。

**中間連結貸借対照表**  
(平成22年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
現 金 預 け 金	51,491	預 金	570,963
商 品 有 価 証 券	194	譲 渡 性 預 金	12,330
金 銭 の 信 託	1,684	借 用 金	967
有 価 証 券	106,018	社 債	3,700
貸 出 金	436,064	そ の 他 負 債	3,599
外 国 為 替	100	退 職 給 付 引 当 金	2,212
リース債権及びリース投資資産	3,413	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	161
そ の 他 資 産	8,080	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	61
有 形 固 定 資 産	13,615	利 息 返 還 損 失 引 当 金	0
無 形 固 定 資 産	916	繰 延 税 金 負 債	0
繰 延 税 金 資 産	5,926	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,098
支 払 承 諾 見 返	758	負 の の れ ん	1,068
貸 倒 引 当 金	△6,795	支 払 承 諾	758
		負 債 の 部 合 計	596,921
		( 純 資 産 の 部 )	
		資 本 金	18,127
		資 本 剰 余 金	5,688
		利 益 剰 余 金	1,173
		自 己 株 式	△14
		( 株 主 資 本 合 計 )	24,975
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△1,189
		土 地 再 評 価 差 額 金	626
		( 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 )	△562
		少 数 株 主 持 分	134
		純 資 産 の 部 合 計	24,547
資 産 の 部 合 計	621,469	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	621,469

中間連結損益計算書 (平成22年4月1日から  
平成22年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		8,333
資金運用収益	5,407	
(うち貸出金利息)	(4,913)	
(うち有価証券利息配当金)	(480)	
役員取引等収益	965	
その他業務収益	501	
その他経常収益	1,459	
経常費用		7,687
資金調達費用	682	
(うち預金利息)	(604)	
役員取引等費用	502	
その他業務費用	1	
営業経費用	3,999	
その他経常費用	2,502	
経常利益		645
特別利益		113
特別損失		52
税金等調整前中間純利益		706
法人税、住民税及び事業税		37
法人税等調整額		33
法人税等合計		70
少数株主損益調整前中間純利益		636
少数株主利益		0
中間純利益		636

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8号及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

## 1. 会計処理基準に関する事項

### (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等（株式については中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額）に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

### (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、特例処理を適用している金利スワップを除き時価法により行っております。

### (4) 減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物      3年～50年

その他      3年～15年

#### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

#### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によることとしております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零とすることとしております。

### (5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上して

おります。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は17,899百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

#### (6) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務            その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年又は2年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異        各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年又は2年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

#### (7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

なお、役員退職慰労金制度については、平成22年4月27日開催の取締役会で廃止することを決定し、平成22年6月22日開催の第144回定時株主総会にて、役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金の打ち切り支給が承認されております。

これに伴い、役員退職慰労引当金の繰入は平成22年6月の繰入をもって停止し、既引当金については継続して役員退職慰労引当金として計上しております。

#### (8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(9) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、当中間連結会計期間末において必要と認められる額を計上しております。

(10) 外貨建資産・負債の換算基準

外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) リース取引の処理方法

(貸主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価で計上する方法によっております。

なお、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、期首に前連結会計年度末における固定資産の減価償却累計額控除後の額で契約したものとして、リース債権及びリース投資資産に計上する方法によっております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

貸出金及び預金の一部につき、金利リスクの回避手段として金利スワップ取引を行っており、金利スワップの特例処理による会計処理を行っております。また、ヘッジの有効性の評価につきましては、特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代えております。

(13) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっておりますが、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

## 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(持分法に関する会計基準)

当中間連結会計期間から「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第 16 号平成 20 年 3 月 10 日公表分）及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第 24 号平成 20 年 3 月 10 日）を適用しております。

これによる影響はありません。

(資産除去債務に関する会計基準)

当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第 18 号平成 20 年 3 月 31 日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 21 号平成 20 年 3 月 31 日）を適用しております。

これにより、経常利益は 0 百万円、税金等調整前中間純利益は 35 百万円それぞれ減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は 35 百万円であります。



## 表示方法の変更

(中間連結損益計算書関係)

当中間連結会計期間から「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第41号平成22年9月21日)により改正された「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式を適用し、「少数株主損益調整前中間純利益」を表示しております。

## 注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式 71百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,865百万円、延滞債権額は13,708百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は47百万円であります。  
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は557百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は18,178百万円であります。  
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、2,020百万円であります。
7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、7,557百万円であります。
8. 貸出債権証券化(CLO-Collateralized Loan Obligation)により、会計上売却処理をした貸出金の元本の中間連結会計期間末残高の総額は、3,707百万円であります。  
なお、当行はCLOのメザニン受益権及び劣後受益権を14,203百万円継続保有し貸出金

に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額17,910百万円に係る貸倒引当金を計上しております。

9. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

リース投資資産 639百万円

担保資産に対応する債務

借入金 467百万円

上記のほか、為替決済、歳入代理店、公金収納、外国為替等の取引の担保として、有価証券27,354百万円及び定期預け金212百万円を差し入れております。

なお、その他資産に保証金敷金269百万円及び手形交換所担保保証金等3百万円が含まれております。

10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、34,419百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが33,443百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

11. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出。

12. 有形固定資産の減価償却累計額 14,506百万円

13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金500百万円が含まれております。

14. 社債は、劣後特約付社債3,700百万円であります。

15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）に

よる社債に対する保証債務の額は1,290百万円であります。

16. 1株当たりの純資産額 106円21銭

17. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準）  
9.83%

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、貸出金償却 797百万円、貸倒引当金繰入額 292百万円及び株式等償却 122百万円を含んでおります。
2. 1株当たり中間純利益金額 2円76銭

（中間連結株主資本等変動計算書関係）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計 年度末株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	230,000	—	—	230,000	
自己株式					
普通株式	156	4	—	160	(注)

(注) 普通株式の自己株式の増加及び減少は次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加 4千株

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の総 額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月22日 定時株主総会	普通 株式	229	1.00	平成22年 3月31日	平成22年 6月23日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

○金融商品の時価等に関する事項

平成 22 年 9 月 30 日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注 2) 参照）。また、重要性が乏しいものは注記を省略しております。

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金預け金	51,491	51,491	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	8,866	8,608	△257
その他有価証券	96,531	96,531	—
(3) 貸出金	436,064		
貸倒引当金（*）	△6,795		
	429,268	433,560	4,292
資産計	586,158	590,193	4,034
(1) 預金	570,963	571,269	306
(2) 譲渡性預金	12,330	12,330	—
負債計	583,293	583,599	306

（\*）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

自行保証付私募債は、発行体の内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額としておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日）に基づき、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は818百万円増加、「その他有価証券評価差額金」は818百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り及び金利スワップションの

ボラティリティ等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

### (3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、貸出金に含まれる仕組ローンについては、取引金融機関等から提示された価格によっております。また、住宅ローン流動化債権については、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率にて割引した価格と取引金融機関から提示された価格等を用いております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しております、当該価額を時価としております。

## 負債

### (1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

### (2) 譲渡性預金

預入期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## デリバティブ取引

金利スワップの特例処理を行っているデリバティブ取引については、ヘッジ対象と一体として取扱い、当該デリバティブ取引の時価をヘッジ対象の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)その他有価証券」には含まれておりません。

区 分	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
① 非上場株式(*1)(*2)	552
② 投資事業組合出資金(*3)	67
合 計	620

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について18百万円減損処理を行っております。

(\*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	社債	470	471	1
	その他	2,110	2,158	48
	外国証券	2,110	2,158	48
	小計	2,580	2,630	49
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	社債	820	812	△7
	その他	5,465	5,166	△299
	外国証券	5,465	5,166	△299
	小計	6,285	5,978	△307
合計		8,866	8,608	△257

## 2. その他有価証券（平成22年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えるもの	株式	301	258	42
	債券	70,735	69,983	751
	国債	52,131	51,616	515
	地方債	1,152	1,129	23
	社債	17,451	17,238	213
	その他	9,162	9,065	96
	外国証券	8,288	8,215	72
	投資信託	874	850	23
	その他	—	—	—
	小計	80,199	79,308	890
中間連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えないもの	株式	4,558	5,358	△799
	債券	3,971	3,983	△12
	国債	2,951	2,960	△9
	地方債	—	—	—
	社債	1,020	1,022	△2
	その他	7,802	9,075	△1,273
	外国証券	3,108	3,139	△30
	投資信託	4,593	5,836	△1,242
	その他	100	100	—
	小計	16,332	18,417	△2,085
合計	96,531	97,726	△1,194	

## 3. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、株式103百万円であります。

なお、減損処理にあたっては、当中間連結会計期間末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%から50%程度下落した場合には、回復の可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（賃貸等不動産関係）

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

以上